





2021年8月23日
全国港湾21 発第15号
港運同盟発21-第32号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 柏木公廣



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日吉正博



都労委命令の履行、及び「産別最賃に関する団交」再開に関する申し入れ

周知の通り、東京都労働委員会は、申立人(全国港湾・港運同盟)及び被申立人(日港協)に対し、「産別最低賃金に関する団体交渉について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する恐れがあるとの理由で回答を拒否してはならず、誠実に応じなければならぬ」との命令書を発出しました。

同命令書は、回答を拒否してはならないことに加え、被申立人(日港協)は、「このような行為を繰り返さないよう留意します」との文書を申立人(全国港湾・港運同盟)に交付し、「これを履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない」としています。

以上を主旨とする都労委命令書に従い、両組合として次の通り申し入れます。

記

1. 命令書に従い、産別最低賃金に関する団体交渉を誠実にを行うことを確約すること。そのために、命令書にある「このような行為を繰り返さないよう留意します」との文書を全国港湾・港運同盟に提出すること。
2. 命令書に従って、産別最低賃金に係る団体交渉を再開し、良好な港湾産別労使関係を再構築するよう誠意をもって対応すること。

以上